

約15分で出来る

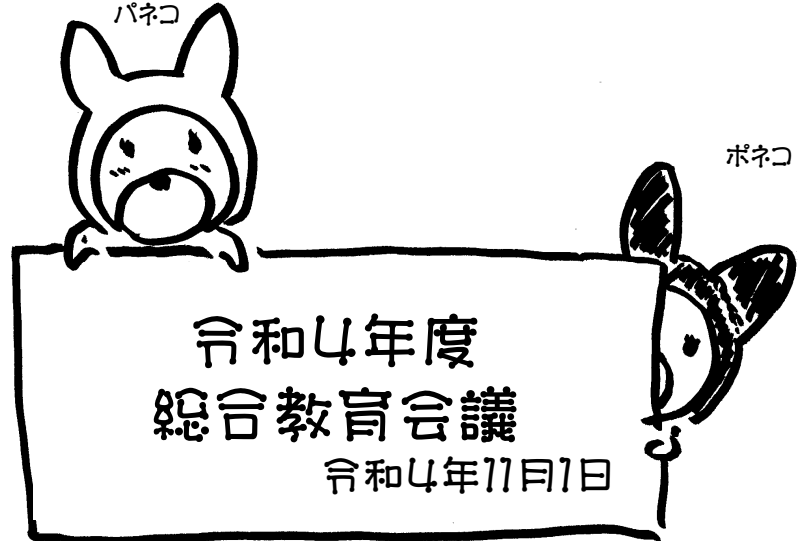
筑後市

# こども家庭サポートセンター



九州大谷短期大学の学生さんが  
事務室にウォールアートを制作  
してくれました

筑後市PRキャラクター  
パネコ



令和3年度

## 子育て支援課

- ・ 保育所、学童担当
- ・ 筑後保育所
- ・ おひさまハウス
- ・ 家庭児童相談室

## 子育て世代包括支援センター

- ・ 母子保健事業
- ・ 育児、発達相談
- ・ 家庭訪問

令和4年度

こども家庭サポートセンター



# 現状と課題① 増加する児童虐待

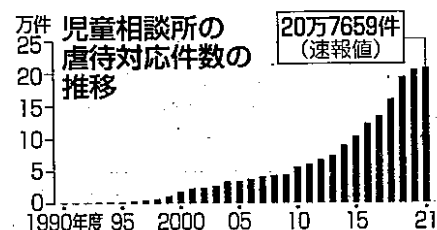
## 児童虐待、最多20万7659件

全国の児童相談所が2021年度に児童虐待の相談を受けて対応した件数が最多の20万7659件(速報値)に上ったことが9日、厚生労働省のまとめで分かった。前年度比で2615件(1.3%)増え1990年度の統計開始から31年連続増。子どもの前で家族に暴力を振るう面前DVなどの心理的虐待の増加が目立ち、初めて全体の6割を超えた。厚労省の担当者は「増加幅は鈍化した

が、引き続き状況を注視する必要がある」と説明。新型コロナウイルス流行の影響については「増える要素も減る要素もあり、分析が難しい」としている。

心理的虐待は、親らが子どもに暴言を浴びせることのほか、無視する、冷たい態度を取る、きょうだい間で差別をすることといったことも該当する。

全体を内容別にみると心理的虐待が12万4722件(60.1%)で最



多。次いで身体的虐待4万9238件(23.7%)、ネグレクト(育児放棄)3万1452件(15.1%)、性的虐待2247件(1.1%)の順だった。心理的虐待は前年度から3388件増加した一方、身体的虐待は797件減った。

虐待の相談経路は警察が10万

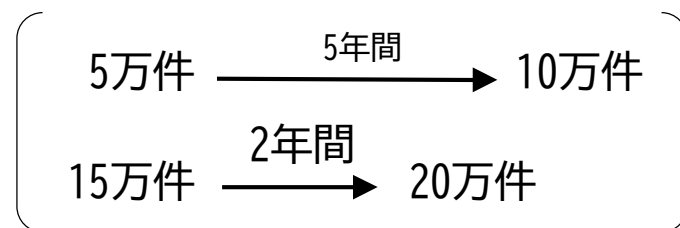
3104件で全体のほぼ半数を占めた。児相との連携強化に伴い警察からの相談は近年増加傾向にあったが、今回は前年度比521件減となった。近隣・知人(2万8075件)や家族・親戚(1万7344件)は増加した。

都道府県別では、東京が2万6047件で最も多く、鳥取県が135件で最少だった。

今年6月には、虐待対策拡充や子育て世帯の支援強化を含む改正児童福祉法が成立しており、各施策について実効性のある運用が求められる。

・ 31年連続過去最多更新

・ 増加が加速している



## 現状と課題② 虐待による死亡事例 (社会保障審議会報告)

H23～R2の10年間で502人

1年平均  
50人

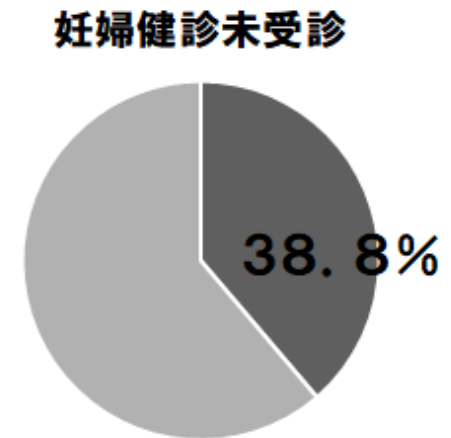
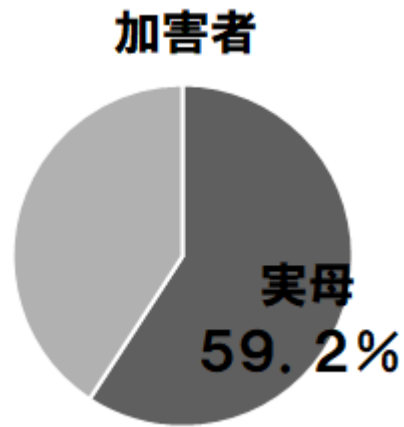
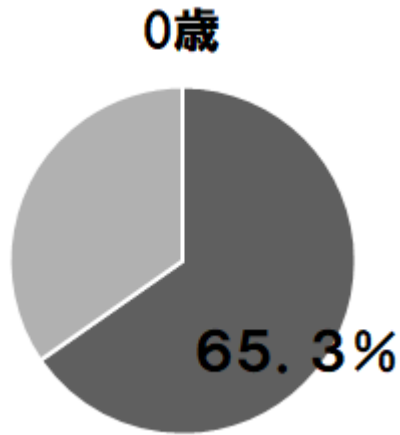
1年間は52週なので



約1週間に  
1人の子どもが  
虐待死

# 現状と課題③ 死亡事例に見られた傾向

(社会保障審議会検証結果)

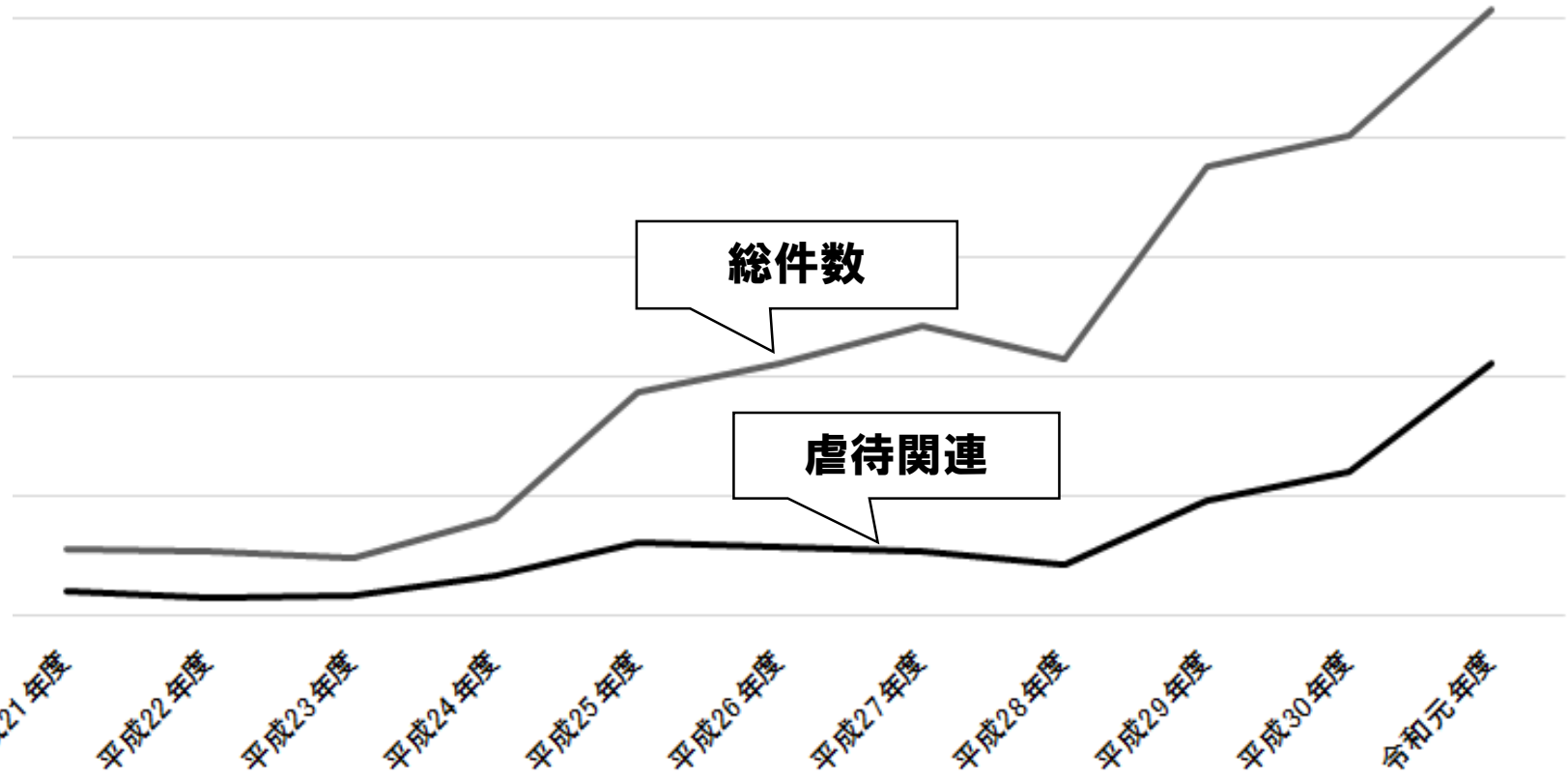


- 予期せぬ妊娠
- 若年妊娠
- 低体重、低栄養状態
- 乳幼児・就学時健診が未受診
- 発達に関する強い不安や悩み
- 関係機関からの連絡を拒否されている

妊娠届や乳幼児健診などの母子保健事業でわかる情報が多い

# 筑後市の状況

## 家庭児童相談室が受けた相談件数



# 対策が必要

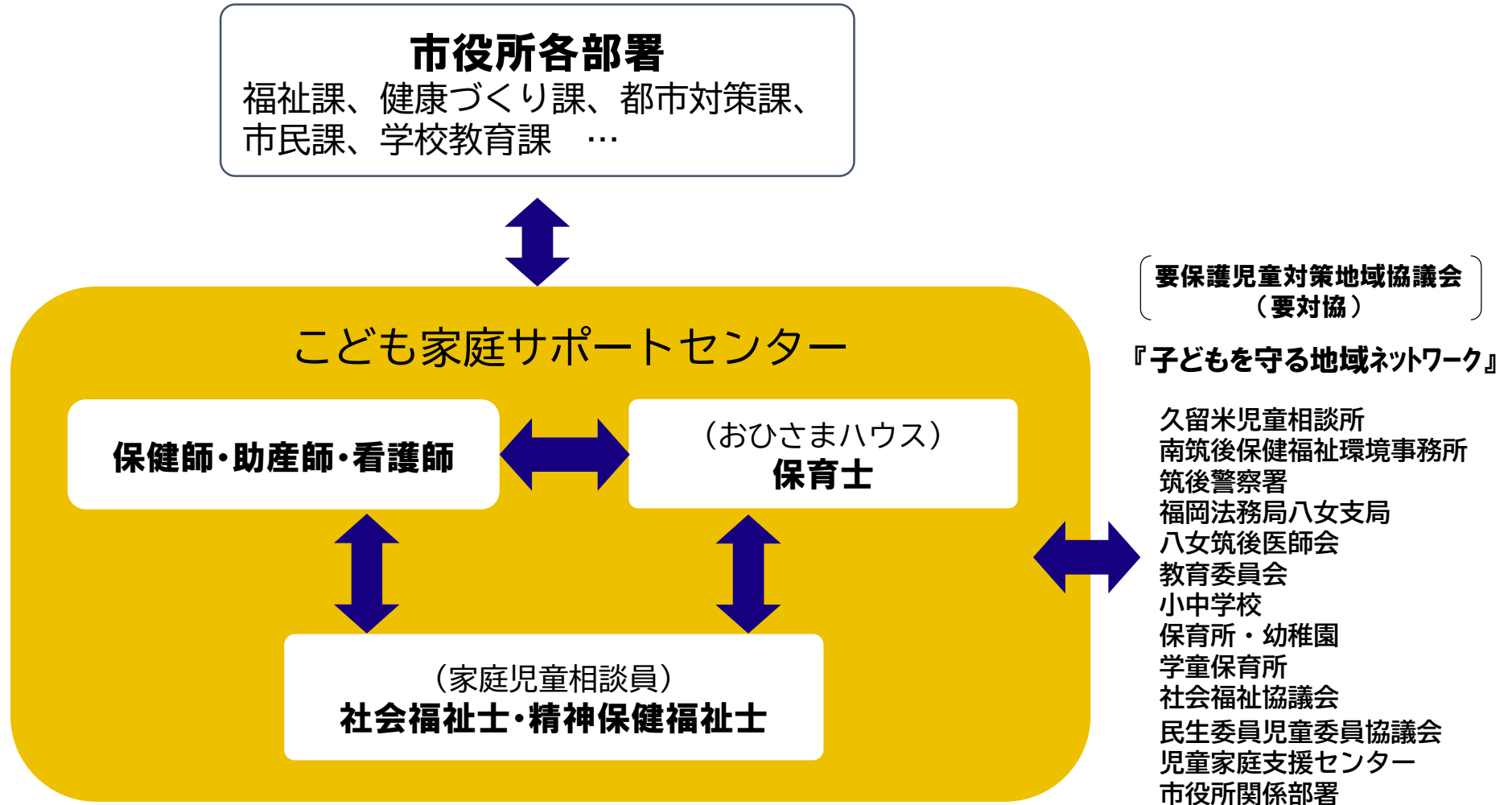
- 母子保健法を改正して、母子保健事業が虐待の防止や早期発見につながるという視点をもって業務にあたるべきことを明記。
- 児童福祉法で児童福祉と母子保健の2つの機能をあわせ持つ部署の設置が市町村の努力義務になる。R6年度施行。

## 筑後市は「こども家庭サポートセンター」を設置

- ★ 妊娠期の段階からリスクを把握し、重大化、深刻化を防げる。
- ★ 妊娠期から顔の見える関係をつくり相談・支援がスムーズにできる。
- ★ 子どもや家庭に関わる情報をそれぞれから速やかに集められる。
- ★ 保健師、助産師、社会福祉士、保育士の視点から多様な支援ができる。



# 【関係機関の連携】





## 第 3 次筑後市教育大綱策定について

## 1. 第 2 次筑後市教育大綱についてのふりかえり

⇒参考資料 1 参照

## 2. 第 3 次筑後市教育大綱について

名称	第 3 次筑後市教育大綱
位置付け	筑後市の教育や子育てに関する施策の目標やその根本となる方針を定めるもの
期間(案)	令和 5 年度から令和 8 年度まで (4 年間)
目標(案)	「教育のまち・ちくご」 ～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～
策定スケジュール (案)	11/1(火) 第 1 回総合教育会議 「期間、目標、策定スケジュール」の協議 1 月中旬 第 2 回総合教育会議 「基本方針(素案)」の協議のうえ大綱決定 2 月中旬 策定完了、製本

現教育大綱と総合計画との関連図

教育大綱	第六次前期	第六次後期（案）
<b>基本方針 1</b> <b>ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進</b> 郷土の歴史や伝統・文化を理解し、誇りを持ってふるさとちくごを愛する市民の育成を目指します。	<b>基本事業 5-2-3 (P13~14)</b> <b>文化財の保護と活用</b> 貴重な文化財を次世代へ継承するため、文化財の保護と活用を行っている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)	<b>基本事業 5-2-3 (P13~14)</b> <b>文化財の保護と活用</b> 貴重な文化財を次世代へ継承するため、文化財の保護と活用が行われている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)
<b>基本方針 2</b> <b>子育てしやすいまちづくりの推進</b> 妊娠期から子育て期にわたるまで、幼児期から義務教育期を通し、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちづくりを目指します。	<b>施策 4-1 (P2~5)</b> <b>子育て支援の充実</b> 安心して子どもを産み、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。	<b>施策 4-1</b> <b>子育て支援の充実</b> 安心して子どもを産むことができ、子育てをとともにわかちあうまちになっている。
<b>基本方針 3</b> <b>社会を生きぬく力を育む学校教育の推進</b> 児童生徒一人ひとりの存在が認められていることを実感できる環境をつくり、「知」、「徳」、「体」の育成を柱として 21 世紀型能力(基礎力・思考力・実践力)を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指します。	<b>施策 5-1 (P6~10)</b> <b>学校教育の充実</b> 「生きぬく力」が向上し、子ども達が将来の夢や目標を実現できる能力を身につけている。また、保護者に信頼される教育が実施できている。	<b>施策 5-1</b> <b>学校教育の充実</b> 「生きぬく力」が向上し、子ども達が将来の夢や目標を実現できる能力を身につけている。また、保護者に信頼される教育が実施できている。
<b>基本方針 4</b> <b>人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進</b> いつでもどこでも誰もが生涯にわたって学びの機会を得て、その成果を活かし、つなげることで生きがいを感じ、1 人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりを目指します。	<b>基本事業 5-2-1 (P12)</b> <b>生涯学習の推進</b> いつでもどこでも学ぶ機会があり、また市内で多くの実体験が行われている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)	<b>基本事業 5-2-1</b> <b>生涯学習の推進</b> いつでもどこでも学ぶ機会があり、また市内で多くの実体験が行われ、活かされている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)
	<b>施策 5-4 (P15~16)</b> <b>人権尊重と同和教育の推進</b> 差別のない、人権が守られるまちになっている。	<b>施策 5-4</b> <b>人権尊重と同和教育の推進</b> 差別のない、人権が守られるまちになっている。
<b>基本方針 5</b> <b>スポーツを通じた健康なまちづくりの推進</b> 子どもから高齢者まで、健康スポーツから競技スポーツまで、市民がスポーツを身近に感じ、楽しむことができる「スポーツでつながる元気なちくご」を目指します。	<b>基本事業 5-2-2 (P12~13)</b> <b>生涯スポーツの推進</b> 運動・スポーツをする人・みる人・支える人が増加している。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)	<b>基本事業 5-2-2</b> <b>生涯スポーツの推進</b> 運動・スポーツをする方・観る方・支える方が増加している。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)
	<b>基本事業 5-2-4 (P14)</b> <b>青少年教育・体験活動の推進</b> 普段できない体験をして、学びを得ている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)	<b>基本事業 5-2-4</b> <b>青少年教育・体験活動の推進</b> 普段できない体験をして、学びを得ている。 (施策 5-2 生涯学習・スポーツの推進)

## 部活動地域移行検討委員会

### 1 趣旨

少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ、文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会確保に向けて環境を整える必要がある。

具体的には、中学校の部活動の休日指導を当面地域に移行する方策を検討する。

### 2 現状

#### (1) 少子化と部活動の状況

① 生徒数の減少に相応する中学校の1校当たりの部活動の数はあまり減少しておらず、1つの部活動の小規模化が進み、チーム編成等に支障をきたす現状がある。

② 一方で部活動の数の減少も見られるため、生徒の希望する部活動の設置が十分に保障されていない現状がある。

#### (2) 教職員の長時間労働

① 中学校教員の長時間労働の大きな要因の一つが部活動指導にある。

### 3 方向性

#### (1) 地域におけるスポーツ機会の確保

上記2・(1)からこの状況が進展していけば、一部の部活動では廃部や休部となることが想定される。このことは、生徒にとって自分のやりたい部活動が設置されていなかったり、設置されていたとしても少人数のため低調な活動であったりと活動の意義や目的を達成しづらい状況となり、これらの結果多くの生徒がスポーツ、文化・芸術活動から離れることが予想される。引いては競技等そのものの衰退を生む恐れがある。

このような現状に鑑み、生徒が様々な競技に親しむ機会を、地域において広く確保できるようにしていく必要がある。

#### (2) 生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実

部活動を地域に移行することは、地域における新たな活動環境を充実させ生徒の活動機会の充実につながるだけでなく、教職員の働き方改革の進展にもつながることも期待される。

### 4 本委員会の検討課題

- ・ 福岡県では、令和7年度末を目途に、休日の部活動の地域移行を目指している。

#### (1) 筑後市としての方針（案）の決定

##### ○方針

部活動指導員を核とした地域活動の組織を立ち上げ地域移行を図る。

- (2) 地域移行に向けたニーズの把握
- ・ アンケート内容・実施方法等の決定  
(対象；生徒・保護者・教職員・学校)
- (3) 地域移行に向けたスケジュール（案）の決定
- ① 第1段階（令和5年度）  
現在活動中の部活動指導員による休日の活動を試行する。
  - ② 第2段階（令和6・7年度）  
部活動指導員の拡充を図りながら休日活動を試行し、部活動指導員を核とした地域活動の組織の在り方を探る。
- (4) 部活動指導員の人材確保の方法等について
- ・ 団体 個人
- (5) 検討委員会の組織（委員長・副委員長を置く）

	所 属	職 等	氏 名
委 員	中学校代表	校長代表者	
委 員	中学校職員代表	教諭等代表者（運動）	
委 員	中学校職員代表	教諭等代表者（文化）	
委 員	筑後市体育協会	代表者	
委 員	筑後市文化連盟	代表者	
委 員	中学校PTA	代表者	
事務局長	学校教育課	課長	
事務局次長	社会教育課	課長	
事務局	学校教育課	指導主事	
事務局	学校教育課	係	
事務局	社会教育課	係	